

令和3年度 事業計画

基本理念

佐伯市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本方針

昨年の1月に発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、不安に包まれた状態が続き、住民の皆さんも感染予防として外出自粛に取り組まれています。経済にも大きな影響を及ぼしています。

そのような中、当会も第3期佐伯市地域福祉活動計画の3年目に入り、地域福祉を推進する中核的な団体として、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進し、地域住民の方に寄り添って、各事業に取り組んでいきます。

そのためには、まず、安定した法人運営に努め、職員が安心してゆとりある生活を営むことができるよう諸規程の整備ならびにキャリアアップに伴う資格取得へ挑戦する職場づくりに取り組んでいきます。

また、地域の生活課題をいち早く察知し、困りごとの解決に向けた「生活支援体制の整備」に取り組むため、本部・支部が連携し、地域で支えるまちづくりを推進し、さらに本会と関連する各種団体との絆を深め、地域ネットワーク強化を図っていきます。

受託事業に関しては、地域包括支援センター事業をはじめ、就労支援準備事業、被保護就労支援事業、成年後見センター運営事業と多くの新規事業の受託に伴い、新たな人材を採用し、相談体制の充実を図ります。

また、本年度は指定管理施設の応募の時期でもあります。今後の社協の将来を見据え、各部門の安定的運営に取り組んでいきます。

1 重点目標

- ① 地域共生社会の実現に向け、住民自らが支え合える地域づくりを推進します。
- ② 社協の進むべき姿を視野に入れ、安定的な経営を目指し、事業展開します。
- ③ 働きやすい職場を目指し、職員皆が幸せに感じる組織づくりに努めます。

2 事業実施計画骨子

(1) 法人運営部門

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整等を行う社協事業全体のマネジメント業務を行う。

1) 理事会・評議員会等の運営

- ・理事会 (年4回)
- ・評議員会 (年3回)
- ・監事監査 (年4回) 3ヶ月に1回、決算監査1回
- ・評議員選任解任委員会 (随時)
- ・役員研修会の実施

2) 財務運営・管理

社会福祉法、社会福祉法人会計基準、社会福祉協議会モデル経理規程等の会計に関する法令等に基づき、適正に計算書類を作成し公表する。

また、持続可能で自立した組織経営のため、計算書類の分析を踏まえ、事業の必要性等を総合的に判断し、指定管理施設の応募の意思決定を行う。

継続的・安定的に事業が継続できるよう市との間で補助金・委託金の決定等の公費確保のルール化を図る。

3) 広報戦略による自主財源確保の取り組み

社協の各種事業を積極的にPRし、自主財源となる会費の増額を図る。

- ①区長会連合会を通じて会費の必要性を説明し、戸別会費の理解を図る。
- ②企業に働きかけ、団体会費の増額を図る。
- ③社協旗や財源旗(社協会費・赤い羽根)を活用し、PR活動をする。
- ④飲料メーカーとの協働により、清涼飲料水自動販売機の設置による活動資金調達を行う。

4) リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備

内部けん制体制を構築し、複数によるチェック機能の充実を図り、日常の経理事務を適切に行い、不祥事を防止する。

また、一般関係法令を遵守するとともに、業務関係法令の遵守と法令改正等の情報に関し、県や市の関係各課と連絡を密にとり、遅滞なく体制を整備し法令を遵守する。

5) 計画的な採用・人事考課等の人事管理

新規職員の採用については計画的に行い、事業規模に応じた適正な人員、職務に必要な有資格者を確保する。

①採用・配置、②能力開発・育成、③処遇、④評価(人事考課)からなる一体的な人事管理制度の総合的なシステム導入に向けて検討する。

- 6) 研修・能力開発等の計画的な人材育成
「人材育成基本方針」を定め、階層別（新任職員・中堅職員・指導的職員・管理職）に職種ごとの役割・習得すべき知識、技術を明確にして、計画的に研修を実施し、組織力を高める。
- 7) 労働法制に基づいた労務管理
適切な労務管理を実施し、すべての職員が働きやすい環境を整える。
①衛生委員会の開催（毎月）、ストレスチェックの実施（年1回）
②法改正に伴う諸規定の見直し
- 8) 「社協中長期発展・強化計画」の策定等の将来ビジョンの検討と進行管理
将来的なビジョンを踏まえ、今後も安定した経営を継続するため、『社協中長期発展・強化計画』を策定し、プランに基づいた取り組みを着実に進めていく。
- 9) B C P（事業継続計画）の策定
災害・感染症発生時の各種事業の実施の判断や、サービス量の増減、サービスに従事する職員の配置等についてB C P（事業継続計画）を策定する。
- 10) 佐伯市社会福祉センターの管理運営（指定管理事業）
地域住民の福祉及び健康の増進及び意識の高揚を図ることを目的に適切なセンターの管理運営を行っていく。

（2）地域福祉活動推進部門

地域福祉活動計画に基づく社協の具体的な取り組み

☆重点事業

- （1）地域課題に対して、不足するサービスの構築を目指し、住民自らがお互いに支えあえる地域づくりを行う。
- （2）生活困窮者の相談体制を強化し、自立に繋がる支援を多機関協働により行う。
- （3）成年後見センターの早期設置を行い、権利擁護体制を充実させる。

[I] やさしい心と人づくり

1 地域の交流・ふれあいの促進

（1）ふれあい・いきいきサロン事業の推進（市受託事業）

○サロン事業では住み慣れた地域で健康で充実した生活が送れるように介護予防や認知症予防に取り組む。

- ① 介護予防に関する活動メニューの充実に向けて、作業療法士をコーディネーターとして配置する。

- ②めじろん元気アップ体操とレクリエーションを取り入れた自主型・支援型サロンの推進
- ③ サロン支援員やお助け隊・音楽お助け隊を活用し、サロン活動の継続を支援する。
- ④ サロン支援員やサロンお助け隊等のスキルアップ研修会を行う。
- ⑤ サロンの効果を検証するために、参加者の体力測定を実施する。
- ⑥ 自主型サロンにレクリエーション用具の貸出と情報提供を行う。

(2) 子育てサロンの運営支援

- 子育て中の保護者の交流・情報交換の場として子育てサロンを推進し、サロンへの支援や助成を行う。
- ①子育てサロン交流研修会の実施(年1回)。
- ②ホームページの更新と情報誌の発行を行い、最新情報を提供する。
- ③参加者にアンケートを実施し、より効果的な運営方法を検討していく。

(3) 子ども食堂立ち上げ・運営支援

- 子どもの居場所作りとして「子ども食堂」を立ち上げようとする個人・団体からの相談や開設、運営の支援を行う。
- 子育て世代だけでなく、様々な世代が関わりを持ち、地域住民の『居場所』『交流の場』として活用できる「みんな食堂」の開設や運営の支援を行う。

(4) 児童館・放課後児童クラブの運営（指定管理事業）

- 子育て支援の拠点として地域福祉活動と連携しながら、安心安全な運営を行う。
- ①児童館：佐伯・上浦・蒲江
- ②放課後児童クラブ：上浦・蒲江

(5) 地域行事への支援

- 地域で行われる行事等への事業費の助成や必要な物品の貸出を行い、日頃より顔の見える関係を構築する。
- ①地区社協活動への助成や人的支援を行う。
- ②イベント用品や防災訓練備品等の貸出を行う。

2 福祉意識の醸成

(1) 社協ちびっこフェスティバルの開催（期日 調整中）

- 遊びや体験を通じ福祉意識の醸成を図り、福祉や人権について考えるきっかけとして、より多くの子供たちに参加してもらえるよう企画する。

(2) 福祉体験プログラムの実施

- 小中学生、高校生、企業、地域などに情報発信を行い、高齢者や障がい者への理解を深める機会を提供する。
- (福祉体験プログラムメニュー：車いす体験、高齢者疑似体験、盲導犬とのふれあい、点字、手話体験等)

- (3) 福祉スクールの開催（弥生支部）
○弥生のジュニアスクールと連携し福祉体験を行い、福祉意識の醸成を図る。

(4) その他

- ①地域寄り合い座談会の開催、よのうづの輪(広報誌)の発行(米水津支部)
- ②小地域での懇談会の開催(蒲江支部)
- ③大分県地域福祉推進大会への参加
- ④ひとしづく塗り絵コンテストの開催

3 ボランティア・NPO等の育成

(1) ボランティアの活動啓発・支援

- ボランティアセンターにコーディネーターを配置し、ボランティア活動の推進強化を図る。
- 個人・団体ボランティア活動状況を把握するとともに、ボランティア活動を行う人々が活動しやすい環境・体制の整備、活動の支援を行う。
- ボランティアに関する広報を行い、ボランティア意識の啓発を行う。
- 傾聴ボランティア団体の立ち上げの支援を行う。

(2) ボランティア手帳の発行

- 学校・施設・地域と連携を図り、中学生・高校生を対象としたボランティア手帳が生徒にとって身近な存在になるよう周知に努める。

(3) NPO、企業ボランティア団体との協働の推進

- 企業の社会貢献活動が活発になってきており、福祉体験プログラムを案内し連携を強化する。

(4) 夏のボランティア体験事業

- 夏休みの期間、ボランティア活動体験を行うことにより、今後のボランティア活動に積極的に取り組めるよう、きっかけ作りを支援する。

(5) 各種ボランティア講座の開催

- 各種ボランティア講座とスキルアップ講座を実施する。
 - ・傾聴ボランティアフォローアップ講座
 - ・福祉体験プログラムサポーター養成講座

4 関係団体の活動促進

(1) 民生委員児童委員協議会の支援

- 事務局を担い、協議会活動に資する情報提供を行い、活動の活性化を図るとともに、会の円滑な運営を支援する。

(2) ボランティア連絡協議会の支援

- 事務局を担い、会の円滑な運営を支援する。

(3) 地区社協の活動支援

○地区社協に対して活動支援や福祉活動の啓発を行うことにより、地域力の活性化を図るとともに、地区社協の円滑な運営を支援する。

①社協会費の募集時に社協や地区社協の活動のチラシを作成し、地域福祉活動をPRする。

②社協だより、ホームページ、メディアを通じて地区社協活動をPRする。

(4) 老人クラブ連合会の支援（市受託事業）

○老人クラブ連合会と老人クラブ連合会佐伯支部の2つの事務局を担い、企画された大会や集会、会議の円滑な運営を支援する。

[II] 支えあう地域づくり

1 地域ネットワークづくりと支えあい活動の促進

(1) 地域福祉ネットワーク事業の推進

○地域のつながりを強めるために、地区社協、民生委員児童委員協議会、他の関係機関と協働してネットワークを構築し、ひとり暮らし高齢者の見守りをはじめ、災害や犯罪に強い地域づくりを推進する。

①緊急情報キット連絡会

緊急キット事業を円滑かつ効果的に進めるため、関係機関による連絡会を実施する。（1回/年）

②災害ボランティアネットワーク協議会

災害時に支援活動が可能な団体と、日ごろから顔の見える関係を構築するために、会議、訓練、研修を行う。

③生活困窮者支援連絡会議

関係機関が一堂に会し相互理解を図り連携強化のため会議を実施する。（1回/年）

④福祉推進員による見守り活動の推進（蒲江支部）

民生委員児童委員と連携し、地域内の問題を一早く発見し、支援する。また、福祉推進員と民生児童委員の情報共有の仕組みの検討を行う。

○「佐伯市地域コミュニティ推進指針」に基づき、コミュニティ創生課と連携し、エリアごとに異なる地域課題や既存の地域支援団体の活動や住民が大切にしていることに着目し、課題共有に努めながら、今後の福祉活動の在り方を模索する。

(2) 地域づくり大作戦（市受託事業：生活支援体制整備事業）

○地区社協を協議体として、高齢者を中心とした地域課題を地域で解決するための仕組みづくりを行う。そのために、生活支援コーディネーターを配置し、社協の地域福祉事業や地域内にある資源を有効に活用し、地域とともに必要な取組を実施する。

①地域の社会資源及び困りごとの把握を行う。

②サービスの担い手の養成を行う。(生活支援ボランティア講座)

③必要な資源の開発を行う。

④事業所、専門職とのネットワークの構築

○地域での助け合い活動の支援を行う。

- ・鶴鶴クラブ(鶴見)
- ・米水津たすけ愛隊(米水津)
- ・宇目つくし隊(宇目)
- ・みずぐるま(本匠)
- ・直川地域協力隊、ボランティア直川(直川)
- ・助け愛たい青山(青山)
- ・大入島たすけ愛隊(大入島)
- ・木立中野河内お助け隊(木立)
- ・畑野浦生活支援隊(蒲江)
- ・竹野浦河内カントリー支援隊(蒲江)

○地域の寄り合い所の確保・運営支援

公民館、空き家、学校の空き教室、廃校となった校舎等を地域の寄り合い所として活用し、介護予防、生活支援の拠点等の取組を検討する。

- ・さざなみの活動支援(鶴見支部)
- ・チェアー健康体操の活動支援(佐伯支部)
- ・西野浦体操クラブの活動立上支援(蒲江支部)

○地域資源マップの作成

地域福祉に関する地域資源に関する情報を、住民に広く周知するために、地域資源マップ・社会資源リストを作成する。

○地域ケア会議、ケアマネジメント支援会議への参加(本部・各支部)

(3) フードバンクおおいとの協力とフードバンクの活用

○各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々へ配布する。あわせて、団体への支援としてフードバンクを通じて食品を提供する。

(4) 佐伯市共同募金委員会の運営

○赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の実施、広報啓発活動、災害義援金の募集を行う。

○地域福祉事業の助成(赤い羽根)、地域福祉団体への助成(歳末)を審査委員会を経て行う。

2 活動拠点の確保

(1) 社会福祉センター・地域福祉センターの運営(指定管理事業)

○地域福祉事業推進の拠点として施設機能を十分活用し、事業を行う。

- ・佐伯市社会福祉センター
- ・上浦地域福祉センター
- ・直川地域福祉センター

(2) ボランティアの拠点の確保

○ボランティア団体の活動を促進するため、誰もが使いやすい拠点の確保の検討を行う。

[Ⅲ] サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 情報提供の充実

(1) 社協だよりによる情報提供

○年6回の広報誌「社協だより」を発行し、地域福祉に関する身近な情報やお知らせ等、住民への情報提供活動を行う。

(2) ホームページ・フェイスブック・インスタグラム・ケーブルテレビによる情報発信

○地域福祉に関する最新情報や事業等の様子を積極的に発信していく。

(3) 「ひとしずくちゃん」による広報

○社会福祉協議会のイメージキャラクター「ひとしずくちゃん」が各種イベントへ参加する。また、「ひとしずくちゃん自動販売機」を市内に設置して広報活動を行う。

2 相談支援体制の充実

(1) 弁護士による無料法律相談会

○専門家による相談として弁護士による相談会を実施する。(年15回)

(2) 民生委員による心配ごと相談会

○民生委員児童委員協議会の協力により、住民の日常生活のあらゆる悩みや心配ごとに対して、適切な助言や援助を行うため「心配ごと相談会」を実施する。(佐伯支部 年6回、蒲江支部 年6回)

(3) 生活困窮者自立支援事業(市受託事業)

○生活に困窮している方に、自立した生活ができるまで自立相談支援機関として継続的な相談支援を行う。また、コロナ禍における、特例貸付者へのフォローを行う。

- ・就労支援、ハローワークとの連携
- ・愛のひとしずく事業による食料品・日用品等の支援
- ・フードバンクを活用した食糧支援
- ・ほっとカフェ(ひきこもり等の方の集いの場)
- ・きずなファーム(農作業を通じての就労体験)
- ・キッチンきずな(きずなファームで収穫された作物を活用して自ら料理を行う集いの場)
- ・就労訓練先の相談(佐伯圏域障がい者共同サポートセンター「人とき」との連携や受け入れ企業の開拓)
- ・ワークチャレンジ(企業等での就労体験)
- ・きずなレター(ひきこもりの方へ手書きの葉書を送りアプローチする。)
- ・ひきこもり脱出作戦会議(医療関係者と連携し、ひきこもりの方へのアプローチ方法を協議する。)

- ・ 広報啓発活動（民生委員児童委員や関係機関に対し、積極的な事業広報）
- ・ 就労準備支援事業との連携を強化し、就労の促進を図る。

（４）就労準備支援事業（新規 市受託事業）

- 「社会との関わりに不安がある」「人とのコミュニケーションが上手くとれない」など、直ちに就労が困難な方に対して1年間、プログラムにそって一般就労に向けた基礎能力を高める。
- 生活習慣形成のための指導訓練
 - ・ 身だしなみに関する助言
 - ・ 規則正しい起床・就寝・バランスのとれた食事摂取に関する助言など
- 就労の前段階として必要な社会的能力の形成
 - ・ 挨拶の励行や基本的コミュニケーション能力の形成
 - ・ 地域のイベントなど地域活動への参加
 - ・ 清掃などボランティア活動
 - ・ 福祉事業所や企業の職場見学
- 事業所での就労体験の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得支援
 - ・ 福祉事業所や一般企業での就労体験
 - ・ 模擬面接の実施
 - ・ 履歴書の作成訓練

（５）総合相談事業

- 地域住民の心配ごとや悩みに総合的に対応できるよう、相談体制の充実を図る。
- 子ども、障がい者、高齢者等住民の総合相談窓口として相談を受け、必要なサービスや関係機関につなぐ等の対応を行う。
- 高齢者や介護等の相談調整は、地域包括支援センター等との密な連携を心掛け、ランチ事業の終了後、住民の混乱がないよう支援していく。

（６）資金貸付事業

- 低所得者等への資金の貸付を行う。
 - ・ 生活福祉資金貸付事業の実施（県社協受託事業）
 - ・ 小口資金貸付事業の実施（市社協事業）
 - ・ 総合支援資金等、特例貸付の延長対応（県社協受託事業）

（７）被保護就労支援事業（新規 市受託事業）

- 生活保護受給者のうち18歳以上65歳未満で就労が可能と思われる方に対して、就労の実現に必要な支援を行い、経済的、社会的自立を助長する。
 - ・ 失業に至った経緯、就労できない課題を個別に分析する。
 - ・ 履歴書作成、面接指導など就職支援を行う。

- ・ハローワークへ同行支援し、職員と連携を図りながら適職について助言を行う。
- ・就職後、定期的に声かけ、見守りを行い定着支援を行う。

3 福祉サービスや健康づくり事業の充実

(1) 高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者世帯等、大きな洗濯物（こたつ布団や毛布など）をコインランドリーに運び込むことが困難な方に対し、洗濯代行の支援を行う。
 - ・お洗濯支援事業（宇目支部）

(2) 独居世帯への相談・見守り・終活などの支援

- 困った時の相談や入退院時のお世話等、今と将来の不安を解消する仕組みを検討する。

(3) 毎日型配食サービス（上浦支部）

- 高齢者等に対し、毎日の食事（弁当）を届けることにより、栄養状態の維持改善を図るとともに、住み慣れた地域で健康に生活を送ることが出来る様に支援し、あわせて食事の配達時に安否確認を行う。

(4) 「思いやりごはん」うめ（宇目支部・新規）

- 一人暮らし高齢者を対象に、調理実習を通じて食事機会を設けることによる「孤食予防」、「社会参加の促進」、「栄養改善の意識向上」を図る。
(年2回 10名)

(5) 障がい者福祉サービスの充実

- ①車いすの貸し出し
高齢者や障がい者、一時的に歩行が困難な方を対象に、車いすの貸出を行う。
- ②移送サービス事業（宇目支部）
寝たきりの方や車いすを使用されている方で、家族等が送迎出来ない世帯に対し、医療施設への通院・入退院の支援を行う。

(6) 子育て支援サービスの充実

- ①チャイルドシート貸出事業（宇目支部）
着用義務のある乳幼児の保護者・親族に対し、一時的な貸出を行う。
- ②上浦子育て支援事業（上浦支部）
乳幼児、未就学児、その親等を対象にレクリエーション活動や一時預かりを行う。

(7) 健康づくり事業の充実

- 高齢者の介護予防として健康づくり事業を行う。
 - ①さいき通りゃんせ事業・・・(20回/年 佐伯支部)
 - ②さいき通りゃんせぷらす事業・・・(10回/年 佐伯支部)

- ③上浦元気アップ事業・・・・・・・・(96回/年 上浦支部)
 - ④宇目このゆびとまれ・・・・・・・・(16回/年 宇目支部)
 - ⑤直川シニア世代元気事業・・・・・・・・(2ヶ所 92回/年 直川支部)
 - ⑥本匠体操教室ひとつむぎ・・・・・・・・(12回/年 本匠支部・新規)
 - ⑦大島でつながるプロジェクト・・・(12回/年 鶴見支部・新規)
- 職員による見守り訪問や、関係機関や組織と連携した交流事業、買い物代行支援を実施する。

4 権利擁護体制の充実

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

- 軽度の認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方に対して、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行う。

(2) 成年後見制度の利用促進（新規 市受託事業）

- 判断能力が十分でない方、判断能力がない方を対象に制度の説明や必要な相談機関へつなぐ。
- 成年後見支援センターの設立準備を進め、設置する。
- 法人が成年後見人等の役割を担う法人後見事業の受任を行う。
- 中核機関
 - ①広報啓発
 - ・成年後見セミナーやチラシを配布し、判断能力が低下する前から成年後見制度の利用が検討できるように制度の仕組みを伝える。
 - ②相談受付
 - ・住民からの相談に応じ、成年後見制度の利用が必要か課題を分析し検討する。
 - ③成年後見制度の利用促進
 - ・申し立て支援を行う。
 - ・本人の利益のために誰が申し立てを行うか検討する。
 - ・受任調整会議で後見人候補者の推薦を行う。
 - ④後見人の支援
 - ・後見人などへの相談支援
 - ・報告書作成などの事務支援
 - ・地域の相談支援機関と連携し、定期的なモニタリングの実施
- 市民後見人の育成
 - ・市民後見人養成講座を実施し、市民が後見人として活動できる人材を育成する。

[IV] 安全・安心なまちづくり

1 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

(1) 災害ボランティアセンター設置・運営

- 佐伯市との協定により、大規模災害発生時には「災害ボランティアセンター」を設置・運営し被災者支援を行う。
 - 災害支援に必要な資機材の準備を行っており、大規模災害に備える。
- (2) 地域防災講座への協力（講師派遣）と防災事業の実施
- 地域の研修の講師や訓練への協力として職員の派遣を行い、防災を通じて、地域づくりができるよう支援する。
 - ①宇目地区防災研修の実施（宇目支部）
 - ②直川地域防災連絡協議会へ協力し、避難所運営訓練の実施（直川支部）
 - ③地域防災力向上事業への協力（蒲江支部）
- (3) 防災教育プログラム事業
- 学校での防災教育で活用できる防災研修メニューにより、体験研修を通じた防災意識の醸成を図る。
- (4) 災害ボランティアネットワーク協議会の運営
- 災害時に支援活動が可能な団体と、日ごろから顔の見える関係を構築するため、会議、訓練、研修を行う。
- (5) 災害に対応できる職員の育成
- 災害の知識を有し、災害時に対応できる職員を育成する。
 - ①防災士の資格取得
 - ②被災地への職員派遣
 - ③災害ボランティアセンターの設置運営訓練
 - ④各種防災研修会への職員派遣
- (6) 防災標語づくり（弥生支部）
- 地域住民に呼びかけ、集まった標語をもとにカルタを作成し、地域や学校で行われる防災事業で活用してもらい、防災意識の向上に繋げる。
- (7) 緊急情報キット事業
- 高齢者の緊急事態に対処するため、緊急情報キットを必要な世帯へ配布し、民生委員児童委員の協力による年1回の情報更新を通して、見守り活動も行い生活の安全を確保する。
 - 緊急情報キット連絡会
緊急キット事業を円滑かつ効果的に進めるため、関係機関による連絡会を実施する。（1回/年）
- (8) 高齢者や子どもの見守り活動の推進
- 地域で行われる見守り活動を支援・推進する。
 - ①宇目あんしん見守り隊（宇目支部）
 - ②毎日型配食サービスによる見守り（上浦支部）
 - ③地区社協配食サービスによる見守り

- ④かまえ安心安全マンボウ隊の見守り（蒲江支部）
- ⑤福祉推進員による見守り（蒲江支部）

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進

(1) 新たな移送サービスの検討

○地域課題として高齢者の移動の心配が多い中で、多機関、専門職の連携による新たな移動の仕組みを検討する。

[V] その他の事業

(1) 社協の自主財源の確保の取り組み

○社協の各種事業を積極的にPRし、自主財源となる会費の増額を図る。

①社協旗や財源旗（社協会費・赤い羽根）を活用し、PR活動をする。

②飲料メーカーとの協働により、清涼飲料水自動販売機の設置による活動資金調達を行う。

(2) 職員の資質向上の取り組み

○職員のスキルアップを目的として、外部講師の招聘による研修会の企画や県内外の社協関係者との合同研修に職員を派遣する。

(3) 福祉現場実習生の受け入れ

○大学等の依頼により、社会福祉士養成のため現場実習の受け入れを行う。

(4) 地域福祉活動計画の進行管理

○佐伯市地域福祉活動計画推進協議会を設置し、進捗状況の把握と評価を行う。

(3) 在宅福祉サービス部門

介護保険事業は、要支援 1.2、介護 1～5 の認定を受けられた方が対象者となるが、近年、介護 1 以上になると施設(有料老人ホーム等)を利用される方が増えつつある。

「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)の利用者(事業対象者・要支援 1.2)割合が多い本会の通所介護事業や訪問介護事業では、収入への影響は大きい。また業務する職員の高齢化もすすみ、新たな職員確保も難しくなっている。

職員の確保や定着を進めるためにも、継続的に処遇改善加算、特定処遇改善加算を取得し、職員の処遇の改善を図る。

障がい者への事業(訪問介護員が行うヘルパー事業)については、利用者がほぼ固定しており、安定した運営を目指していく。

令和3年度は、在宅福祉事業に関係する指定管理施設の管理最終年度となり、次期指定管理者の募集が行われる予定である。介護保険事業は、高齢化率が50パーセントを超えている地区をもつ佐伯市にとって重要なものではあるが、施設ごとの利用状況、経営状況、周辺環境等を精査し、募集への対応を検討していく。

1 事業ごとの取り組み

(1) 通所介護事業（デイサービス）

① 要介護者対象のデイサービス

○ 運動プログラム等により自立した生活ができるよう支援していく

② 介護予防・日常生活支援総合事業のデイサービス

○ 目的に沿ったプログラムを市と連携しながら積極的に展開していく

- ・めじろん事業（運動機能向上）
- ・元気アップ事業（認知症・閉じこもり予防）
- ・いきいき支援事業（生活不活発の予防）

③ 一般介護予防（市受託事業）の取り組み

○ 作業療法士の指導により認知症予防に取り組み、目的に沿ったプログラムを実施。6カ月ごとに評価を行い、自立した生活ができるよう支援していく

- ・おげんき広場

④ 生きがいデイサービスの実施

○ 自立した生活の維持向上を自ら積極的に希望する方へ、生きがいデイサービスを提供するとともに、総合事業との組み合わせにより介護予防の効果を増進させる

(2) 訪問介護事業（ヘルパーサービス）

① 要介護者対象のヘルパーサービス

○ 自宅で自立した生活ができるよう、身体介護、生活支援を提供していく

② 介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパーサービス

○ 目的に沿ったプログラムを市と連携しながら積極的に展開していく

- ・はつらつ事業（生活機能向上）
- ・サポート事業（生活支援）

(3) 居宅介護支援事業（ケアプランの作成、給付管理）

① 介護プランと介護予防プランを積極的に受託し、社会資源を生かしたサービスプランを作成する。

② 居宅介護支援事業所の効率的な運営を目指し、事業所の統廃合を検討する

(4) 障がい者を対象とした事業の実施

① ホームヘルパーによる居宅介護、同行援護、移動支援事業の実施

(5) 佐伯市地域包括支援センター（新規 市受託事業）

① 山間部、海岸部の2か所の地域包括支援センターを受託し、運営

② 地域包括ケアの実現に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう包括的・継続的な支援を行うことを目的とする。

2 サービスの質の向上

介護事業従事職員の資質向上を図るための研修会を開催する。なお、「認知症予防研修」と「虐待防止・人権研修」については職員必須研修とし、全体研修を企画する。

(1) 通所介護事業

○ デイサービス生活相談員部会（隔月）

○ 看護職員部会（年1回）

○ 内部研修会の開催、各種研修会への参加

- ・ 作業療法士の指導によるリハビリ研修

- ・自立支援に向けての研修や実践への取り組み
 - ※介護員ごとのスキルアップ目標の設定
- (2) 訪問介護事業
- サービス提供責任者会議の開催(毎月1回)
 - 内部研修会の開催、各種研修会への参加
 - ・自立支援に向けての研修や実践への取り組み
 - ※訪問介護員ごとのスキルアップ目標の設定

- (3) 居宅介護支援事業
- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
 - 主任介護支援専門員研修への派遣

3 介護事業の方針検討、運営体制の再構築や改善の取り組み

- (1) 介護事業の位置づけと方針の検討
- (2) サービス利用者の獲得を社協全体で取り組む
- (3) 運営体制の効率化を図るため、統合や組織再編等を踏まえた検討を行う
- (4) 経営会議の開催(支部毎で開催)
- (5) 介護サービス情報の公表に定められた各種マニュアルの見直しと改善
- (6) 新設された加算について、研究・導入の検討

在宅福祉サービス事業所 一覧

○居宅介護支援事業所

支部	事業所名	サービス地域
佐伯	佐伯市社協介護保険サービスセンター「さいき」	佐伯市
弥生	佐伯市社協介護保険サービスセンター「まごころ」	佐伯市
宇目	佐伯市社協介護保険サービスセンター「うめ」	佐伯市 豊後大野市

○訪問介護事業所

支部	事業所名	サービス地域
本部	佐伯市ヘルパーステーション	佐伯市

○通所介護事業所

支部	事業所名	サービス地域	定員数
上浦	佐伯市社協デイサービスセンター「上浦ふれあい荘」	上浦 佐伯	35名
弥生	佐伯市社協デイサービスセンター「やよい」	弥生 本匠 直川 佐伯	18名
宇目	佐伯市社協デイサービスセンター「うめ」	宇目 本匠 直川 豊後大野市	35名
直川	佐伯市社協デイサービスセンター「なおかわ」	直川 弥生 本匠 宇目	18名
米水津	佐伯市社協デイサービスセンター「よのうづ」	米水津 鶴見 佐伯	18名

○生活支援ハウス・高齢者生活福祉センター

支部	事業所名	定員数
上浦	佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス	11名
上浦	佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウス	6名
弥生	佐伯市弥生生活支援ハウス A 棟	10名
弥生	佐伯市弥生生活支援ハウス B 棟	10名
宇目	佐伯市宇目高齢者生活福祉センター(居住部門)	10名
米水津	佐伯市米水津高齢者生活福祉センター(居住部門)	10名

○地域包括支援センター

本部	事業所名	サービス地域
在宅福祉課	佐伯市地域包括支援センター「ばんじょう」	弥生 本匠 宇目 直川
	佐伯市地域包括支援センター「あまべ」	鶴見 米水津 蒲江

(4) 施設運営部門(豊寿苑)

～豊寿苑の理念～

『私たちは、入苑者の方々の「その人らしい生活」を大切にし、快適な暮らしができるよう支援します』

1 施設運営方針

入苑者の安心・安全・快適はもとより、豊寿苑の理念に沿い生活の質をより一層向上させることに努めるとともに、安定且つ効率的な運営を目指す。

2 重点目標

①「地域に開かれた施設運営」

○社協が有する地域ネットワークや社会資源を活かして、地域との更なる共生。

②「施設が求められる地域包括ケアシステムの構築」

○重度になってもターミナル期になっても安心して生活できる場所。

○施設職員のマンパワーを地域に展開。

③「ノーリフティングケア」の推進

○抱え上げない・持ち上げない・引きずらない介護を目指す。

・内部研修会の実施 ・外部研修会への参加 ・腰痛調査の実施

※ノーリフティングケアの目的

抱え過ぎによる入苑者の重度化防止、職員の腰痛予防、離床・排泄改善によるオムツコストの削減、離床頻度が増えることによる誤嚥性肺炎の減少による入苑者の安全確保と職員の人材確保・定着。

3 サービスの提供

(1) 入苑者本位のサービスを提供する。

- 入苑者の人権を尊重し、その方の気持ちに寄り添うサービスを提供する。
- 入苑者やご家族から寄せられたご意見ご要望等には、迅速な対応に努める。
また、入苑者の体調の変化はその都度ご家族にお伝えし、密な連携に努める。

(2) 入苑者へのサービス内容

○季節の行事

お花見、盆踊り・納涼花火大会、秋の大運動会、クリスマス会、餅つき大会
節分豆まき、苑外散策

○お楽しみ行事

生花教室、お誕生会、大正琴、民謡教室、行事食、選択食、おやつバイキング
家族交流会、買い物ツアー、ゲーム大会、カラオケ大会

○生活支援

移動販売の日、苑内ショッピング、散髪の日、苦情巡回相談(毎月1回)

○健康管理

嘱託医の回診、歯科医の往診、健康診断、病院との連携、日々の観察、嗜好調査
機能訓練(日常生活動作能力の維持、機能回復訓練、発声訓練・嚥下訓練
回想訓練、作業による訓練、レクリエーション)

4 円滑な苑の運営

(1) 施設の有効活用・地域貢献事業

- 介護機器展示会・介護教室の開催
- 福祉避難所運営訓練の実施
- 介護相談窓口の設置
- 介護体験・職場体験の受け入れ
- 視察研修の受け入れ
- 地域住民との交流

(2) 広報・宣伝活動

- 広報紙「豊寿苑だより」を発行し、苑からの情報発信を行う。
- 社協の広報誌を活用し、苑からの情報発信を行う。
- フェイスブックを活用し、リアルタイムで苑の様子を発信する。

(3) 地域の福祉人材の育成

- 市民を対象に、質の高い介護サービスを提供するための実践的な知識・技術の習得と介護人材を育成するために研修会を実施する。
 - ・介護職員実務者研修(豊寿苑会場)・・・定員16名
 - ・喀痰吸引等研修(豊寿苑会場)……………定員12名
- 施設でのノウハウを活かし、地域の介護講習会等に専門スタッフを派遣するなど、地域の介護力アップにつなげる。

- ・専門スタッフ(社会福祉士・看護師・介護支援専門員・介護福祉士等)の地域派遣。

(4) 防災活動

- 災害に備えて、防災訓練、設備の点検を行う。
 - ・消防訓練(月1回)
 - ・防災研修会(年1回)
 - ・防災設備点検(年2回)

(5) 職員研修

- 職員は、教育研修等の機会を通じて自己の能力開発とスキルアップに取り組む。
 - ・研修計画による内部研修(年6回)、外部研修への職員の参加
 - ・新人職員研修の実施(随時)、身体拘束体験の実施(随時)

回数	実施月	研修内容	時間
1回	5月	人権について/接遇について	18:45~19:45
2回	7月	虐待防止について/身体拘束について	
3回	9月	防災について/認知症について	
4回	11月	褥瘡予防について/感染症について①	
5回	1月	感染症について②/急変時の対応について	
6回	3月	リスクマネジメントについて/看取りについて	

(6) 委員会・会議等

会議名	回数	会議名	回数
主任会議	月1回	企画委員会	月1回
主任班長会議	月1回	介護技術委員会	年6回
感染・褥瘡対策委員会	月1回	拘束ゼロ推進委員会	年4回
地域交流委員会	月1回	ユニット運営推進会議	年6回
リスクマネジメント委員会	月1回	入所検討委員会	年4回
給食検討委員会	年6回	苦情相談委員会	年4回